

平成27年12月11日

魚沼市議会議長 浅井守雄様

産業建設委員会
委員長 岡部計夫

産業建設委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について
(2) 閉会中の所管事務等の調査について
(3) その他

- 2 調査の経過 12月11日に委員会を開催し、付託案件の審査及び所管事務について調査を行った。
所管事務調査については、議会報告会の意見・要望等の取り扱いについて協議した。
閉会中の所管事務調査については、これを行うこととした。
その他で、中越大震災復興基金により設置した井戸の同一敷地内における他用途井戸の設置制限の解除に対する同意について及び配水池切替に伴う配水圧力測定結果について執行部より説明を受けた。また、除雪について及び地域住民生活緊急支援交付金事業消費喚起型について質疑を行った。

産業建設委員会会議録

1 審査事件

- (1) 議案第102号 魚沼市個別合併処理浄化槽施設条例の一部改正について
- (2) 議案第103号 魚沼市ガス供給条例の一部改正について
- (3) 議案第117号 指定管理者の指定について（魚沼市入広瀬自然活用センター）
- (4) 議案第118号 指定管理者の指定について（鏡ヶ池総合案内所、鏡ヶ池公園及び鷹待城址公園）
- (5) 議案第119号 指定管理者の指定について（越後ハーブ香園入広瀬）
- (6) 議案第120号 指定管理者の指定について（自然活用総合管理施設深雪の里）
- (7) 議案第121号 指定管理者の指定について（薬師温泉センターゆ〜パーク薬師、トレーニングセンター「ヤッコム」、薬師テニスコート及び薬師運動広場）
- (8) 議案第122号 指定管理者の指定について（折立温泉運動広場及び湯之谷トレーニングセンター）
- (9) 議案第123号 指定管理者の指定について（湯之谷交流センターユピオ）
- (10) 議案第124号 指定管理者の指定について（銀山平森林公園）
- (11) 議案第125号 指定管理者の指定について（奥只見スロープカー）
- (12) 議案第126号 指定管理者の指定について（神湯とふれあいの里）
- (13) 議案第127号 指定管理者の指定について（月岡公園）
- (14) 議案第128号 指定管理者の指定について（戸隠・溪流・歴史公園）
- (15) 議案第129号 指定管理者の指定について（上原コスモス園及び道光高原緑地公園）
- (16) 議案第130号 字の変更について
- (17) 議案第131号 字の変更について
- (18) 議案第132号 魚沼市道路線の変更について
- (19) 議案第133号 魚沼市道路線の廃止について

2 調査事件

- (20) 所管事務調査について
 - ・議会報告会における意見、要望等について
- (21) 閉会中の所管事務等の調査について
- (22) その他

3 日 時 平成27年12月11日 午前10時

4 場 所 広神庁舎 301会議室

5 出席委員 志田 貢、岡部計夫、関矢孝夫、星 吉寛、下村浩延、森島守人
(浅井守雄議長)

6 欠席委員 なし

7 説明員 大平市長、大渕商工観光課長、星農林課長、桜井土木課長、
滝沢ガス水道局長、青木北部振興事務所長

8 書記 小幡議会事務局長、中川主任

9 経過

開 会 (10:00)

岡部委員長 定足数に達していますので、ただいまから産業建設委員会を開会します。本委員会に付託された議案について審議願います。

(1) 議案第102号 魚沼市個別合併処理浄化槽施設条例の一部改正について

岡部委員長 日程第1、議案第102号 魚沼市個別合併処理浄化槽施設条例の一部改正についてを議題とします。執行部より補足説明はありますか。

滝沢ガス水道局長 ありません。

岡部委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありますか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第102号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありますか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第102号 魚沼市個別合併処理浄化槽施設条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(2) 議案第103号 魚沼市ガス供給条例の一部改正について

岡部委員長 日程第2、議案第103号 魚沼市ガス供給条例の一部改正についてを議題とします。執行部より補足説明はありますか。

滝沢ガス水道局長 (資料「議案第103号 魚沼市ガス供給条例の一部改正について説明資料」により説明)

岡部委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

関矢委員 数年前に公営から民営化というような計画がなされたかと思います。その時は当分の間公営というような話になったかと思うんですけども、今後、これをまた民営化するというような考えがあるのか、ないのか。

滝沢ガス水道局長 当時、民間でという話で運営審議会に諮問されましたが、運営審議会から公営であるべきという話がありました。今現在、県内公営でやっているのは7事業所、民間も同じ7事業所ではありますが、今のところ民営化に進むという考え方はありません。

下村委員 今はものすごく石油が高くなっているわけですけど、この石油価格の下落がこのガスに反映されるのはどれくらいですか。

滝沢ガス水道局長 石油に関連しまして、今、ガス料金の卸価格そのものが魚沼市では当初

は国産の天然ガスだけだったんですが、石油資源開発がLNG等を輸入してパイプラインに入れているものですから、その部分の影響が入ってきております。その部分が輸入価格で3カ月の平均値をもった価格で原料調整しているということで、今現在はその価格がマイナス3.58円となっております。それが今後も連動していくものと思います。

岡部委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第103号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第103号 魚沼市ガス供給条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(3) 議案第117号 指定管理者の指定について(魚沼市入広瀬自然活用センター)

岡部委員長　日程第3、議案第117号 指定管理者の指定について(魚沼市入広瀬自然活用センター)を議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

星農林課長　ありません。

岡部委員長　これより質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第117号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第117号 指定管理者の指定について(魚沼市入広瀬自然活用センター)は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(4) 議案第118号 指定管理者の指定について(鏡ヶ池総合案内所、鏡ヶ池公園及び鷹待城址公園)

岡部委員長　日程第4、議案第118号 指定管理者の指定について(鏡ヶ池総合案内所、鏡ヶ池公園及び鷹待城址公園)を議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

大湊商工観光課長　ありません。

岡部委員長　これより質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第118号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第118号 指定管理者の指定について(鏡ヶ池総合案内所、鏡ヶ池公園及び鷹待城址公園)は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(5) 議案第119号 指定管理者の指定について(越後ハーブ香園入広瀬)

岡部委員長　日程第5、議案第119号 指定管理者の指定について(越後ハーブ香園入広瀬)

を議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

大湊商工観光課長 ありません。

岡部委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

下村委員 ハーブ香園は、冬場は休みですか。

大湊商工観光課長 商工観光費の中ではありますけれども、北部地区の指定管理施設につきましては、北部振興事務所が管理しておりますので、青木所長から答弁いたします。

青木北部振興事務所長 冬場は、休園という形を取らせていただいております。

下村委員 何月からですか。

青木北部振興事務所長 ことしは雪が少ないですけど、11月中旬から6月の頭まで休園ということにしております。

下村委員 決算書を見ていないんですけど、年間の管理費はどれくらいかかりますか。

青木北部振興事務所長 今までは直営でございましたので、市の予算の中で支出していましたが、1,100万円ほど支出があります。

下村委員 半年以上休園ですので何とも言えないんですけど、指定管理費はどのくらい予定しているんですか。

青木北部振興事務所長 今ほどの金額を上限とした中でということで募集をかけております。

下村委員 指定管理にしたときには、単年度なり最長でも5年くらいで、本当に公のものは仕方ないんですけど、充実できるような形に持っていけないと、なかなか市の手が減らないと思います。その辺の考え方はどうですか。

青木北部振興事務所長 ハーブ香園につきましては、入園料を取っていない施設ですので収入が極めて少ない。サッカー場だとかキャンプ場の収入以外に考えられないということで、なかなか自立というところが難しい施設であることは事実です。少なくなっていくということではなく、民の活力の中でより有効的な利用方法ということで指定管理にさせていただきたいということでございます。

岡部委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第119号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第119号 指定管理者の指定について(越後ハーブ香園入広瀬)は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(6) 議案第120号 指定管理者の指定について(自然活用総合管理施設深雪の里)

岡部委員長 日程第6、議案第120号 指定管理者の指定について(自然活用総合管理施設深雪の里)を議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

大湊商工観光課長 ありません。

岡部委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第120号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませ

んか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第120号 指定管理者の指定について(自然活用総合管理施設深雪の里)は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(7) 議案第121号 指定管理者の指定について(薬師温泉センターゆ〜パーク薬師、トレーニングセンター「ヤッコム」、薬師テニスコート及び薬師運動広場)

岡部委員長 日程第7、議案第121号 指定管理者の指定について(薬師温泉センターゆ〜パーク薬師、トレーニングセンター「ヤッコム」、薬師テニスコート及び薬師運動広場)を議題とします。執行部より補足説明はありますか。

大湊商工観光課長 ありません。

岡部委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありますか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第121号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありますか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第121号 指定管理者の指定について(薬師温泉センターゆ〜パーク薬師、トレーニングセンター「ヤッコム」、薬師テニスコート及び薬師運動広場)は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(8) 議案第122号 指定管理者の指定について(折立温泉運動広場及び湯之谷トレーニングセンター)

岡部委員長 日程第8、議案第122号 指定管理者の指定について(折立温泉運動広場及び湯之谷トレーニングセンター)を議題とします。執行部より補足説明はありますか。

大湊商工観光課長 ありません。

岡部委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありますか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第122号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありますか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第122号 指定管理者の指定について(折立温泉運動広場及び湯之谷トレーニングセンター)は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(9) 議案第123号 指定管理者の指定について(湯之谷交流センターユピオ)

岡部委員長 日程第9、議案第123号 指定管理者の指定について(湯之谷交流センターユピオ)を議題とします。執行部より補足説明はありますか。

大湊商工観光課長 ありません。

岡部委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありますか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議

案第123号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第123号 指定管理者の指定について(湯之谷交流センターユピオ)は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(10) 議案第124号 指定管理者の指定について(銀山平森林公園)

岡部委員長 日程第10、議案第124号 指定管理者の指定について(銀山平森林公園)を議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

大湊商工観光課長 ありません。

岡部委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第124号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第124号 指定管理者の指定について(銀山平森林公園)は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(11) 議案第125号 指定管理者の指定について(奥只見スロープカー)

岡部委員長 日程第11、議案第125号 指定管理者の指定について(奥只見スロープカー)を議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

大湊商工観光課長 ありません。

岡部委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第125号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第125号 指定管理者の指定について(奥只見スロープカー)は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(12) 議案第126号 指定管理者の指定について(神湯とふれあいの里)

岡部委員長 日程第12、議案第126号 指定管理者の指定について(神湯とふれあいの里)を議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

大湊商工観光課長 ありません。

岡部委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

関矢委員 株式会社神湯温泉倶楽部、当市が筆頭株主になっているかと思いますが、出資割合は何%ですか。

大湊商工観光課長 72.5%です。

関矢委員 そういう中で、先般、議案の差し替えがありましたけれども、11月27日に臨時株主総会が行われたという報告がありました。その株主総会の中で大分議論がなされて、かなりもめたという話が私のところへ届いているんですけども、株主総会の様子等をここ

でお話しいただければと思いますが。

大平市長　もめたといいますか、株主総会で1名の方から社長就任について意見がありました。ほかの方からはありませんでした。

関矢委員　株主総会で提案されたのは、確か取締役の追加ですよ。

大湊商工観光課長　株主総会では、新任の取締役の決定が決議事項として提出されました。

関矢委員　代表取締役は、その後の取締役会で決まると思いますけれども、そこはいいんですけれども、株主総会、これは魚沼市が72.5%出資しているということは、市民を代表して市長が行かれているわけですが、その辺の議事録についてはとられていると思いますが、それを私ども委員会のほうに提出することはできますか。

大平市長　神湯のほうで記録はしておりますが、市のほうで議事録をとることはしていません。

関矢委員　当然会社のほうで議事録を保管しているかと思いますが、これは株主が閲覧できるはずですので、ぜひ議会のほうに提出いただければと思いますが。

大湊商工観光課長　株式会社神湯温泉倶楽部の考え方だと思いますので、現在、私どもがその可否についてお答えすることはできないと思います。

関矢委員　その辺はまた株主の中でご協議いただいて、72.5%というともう3分の2以上の筆頭株主です。これは市民の税金が投与されているわけですので、ここを知る権利は市民にあるかと思います。その辺をご報告いただいて、今後検討していただきたいと思います。

関連しますけれども、神湯は前社長が6月でしたか、任期途中で退任されたわけですが、それから市長が代理で11月まで社長をやっております。なかなか神湯の社長の受け手がないというような話は聞いておりますけれども、神湯温泉倶楽部が神湯の指定管理だけを仕事にやっている企業ですので、指定管理の中で利益が上がらないとなかなか難しいんだろうと考えます。その中で、指定管理の契約内容にちょっと不備があるのかなという気がします。特に施設の維持管理費等がかなり高騰している中では、なかなか単独の会社で維持管理費を捻出できない。そういう中で、市との協議という項目があるかと思うんですけれども、その辺の見直しということは考えておりますでしょうか。

大湊商工観光課長　協定書の中にうたってあるリスク分担のことだと思うんですけれども、うたってある中では、大規模な修繕等については市と指定管理者で協議するという記載をしてあるだけでございますので、その都度相談しながら行ってきたということだろうと思います。ただ、大規模な修繕等、手を付けずに残されてきた部分が多かったのかなと私は思っております。28年度予算では、大規模な修繕を実施したい、リニューアルオープンという形で経営を新たにスタートしていただきたいことから、予算で提案させていただきたいと思っております。

関矢委員　市が持っていた施設、またサービスを指定管理に出すということは、市は財源的な負担を軽減することが1つの大きな目的だと思うんですけれども、そこを受けていただく、これは地域にそのサービスをやはり持続していくということが大きな目的だと思います。受ける側の民としても、やはりそこに経営を続けていくということは、自分の会社の従業員を雇って、その家族を養っていくという責任もあります。長く経営していくには採算も合わないといけないと思うんですけれども、その辺を指定管理料といいますか、その辺の見方をサービスを続けていただくんだという形にしていかないと、なかなか利益を得

づらい指定管理だと受け手がないのではないか。今回の指定管理の選定表を見ても、前から指定管理を受けているので1社しか応募がないのかわかりませんが、1社だけの応募というのは非常に問題もあるのか、受け手がないのかというふうにとられるわけです。その辺を改善すべきだと思いますが、考えはいかがでしょうか。

大平市長 全体の指定管理のお話をされているのでしょうか。

関矢委員 特に料金をいただいて利益を上げるような施設です。

大平市長 神湯あるいは深雪の里といったところは、指定管理制度にはのっとっていますが、第三セクターという出資者がいる施設です。そういったところでは、基本的には施設の管理は一定の金額以上は魚沼市が持ったとしましても、あとの経営については株主あるいは役員会を経て決定されていきますので、公募という中では施設によっては内容が違うものもあるのではないかと考えております。

関矢委員 議題に沿いますと神湯ということになるわけですが、なかなか神湯の経営の中では厳しい中で、従業員の給与を削減して何とか運営しているという話も前社長から聞いておりますけれども、確かに民が受けてやっていますから経営していかなければならない。厳しい中で従業員が次々と離職していく形では、非常にまずいと思うんですよ。ましてや第三セクターであるならば、やはり市としても考えていかなければならないと思います。その辺を指定管理の契約だとか第三セクターの市のかかわり方だとか、その辺を今後しっかりと検討して、特に指定管理の契約の中身等を検討していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

大平市長 確におっしゃるとおり今まで経営された社長の方針は、売り上げが出ない部分は給料をカットしてきたというところ、あと、設備等の修繕を先延ばしにしてきてしまっているところ等がありました。それと、今は神湯の話ということであれば、ここ数年間、随分灯油が高騰しました。それからもう一方で電気代も上がりました。そういう中で相当経営の圧迫がありましたが、その分、魚沼市からも補助という形でさせていただいております。この施設をなくすのであれば、それは考え方は別として、存続させるという中でそれぞれが大分苦労した中で今まで維持しているわけです。この神湯施設は、旧広神村の施設を魚沼市が引き継いだわけでありましたが、私としての考え方ですけど、本当に経営が大変なときどうしようかと考えましたけど、これは広神地域の時代からのものだとすれば、残す方向で考えようと私も決めさせていただいて、その中で今があるわけですから、神湯の今後の経営については、市としても責任がありますし、新しい経営者に対しても私たちは協力的な考えを持って進んでいかなければなりません。従業員に対して、給料カットではなく、逆に売り上げが出てくれば、それをきちんと給料に還元するという形で進んでいこうということを社長とは確認させていただいているところであります。

関矢委員 そのとおりお願いしたいということです。特に神湯で働いている従業員が何人いられるかわかりませんが、雇用の場を確保するためにも、ぜひそのような考えで、筆頭株主として株主総会等で話をさせていただきたいと思います。

岡部委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第126号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議な

しと認めます。よって、議案第126号 指定管理者の指定について（神湯とふれあいの里）は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(13) 議案第127号 指定管理者の指定について（月岡公園）

岡部委員長 日程第13、議案第127号 指定管理者の指定について（月岡公園）を議題とします。執行部より補足説明はありますか。

桜井土木課長 特にございませぬ。

岡部委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第127号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第127号 指定管理者の指定について（月岡公園）は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(14) 議案第128号 指定管理者の指定について（戸隠・溪流・歴史公園）

岡部委員長 日程第14、議案第128号 指定管理者の指定について（戸隠・溪流・歴史公園）を議題とします。執行部より補足説明はありますか。

桜井土木課長 特にございませぬ。

岡部委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第128号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第128号 指定管理者の指定について（戸隠・溪流・歴史公園）は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(15) 議案第129号 指定管理者の指定について（上原コスモス園及び道光高原緑地公園）

岡部委員長 日程第15、議案第129号 指定管理者の指定について（上原コスモス園及び道光高原緑地公園）を議題とします。執行部より補足説明はありますか。

桜井土木課長 特にございませぬ。

岡部委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第129号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第129号 指定管理者の指定について（上原コスモス園及び道光高原緑地公園）は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(16) 議案第130号 字の変更について

岡部委員長 日程第16、議案第130号 字の変更についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

星農林課長 (資料「県営経営体育成基盤整備事業(担い手育成型)」により説明)

岡部委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第130号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第130号 字の変更については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(17) 議案第131号 字の変更について

岡部委員長 日程第17、議案第131号 字の変更についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

星農林課長 (資料「県営経営体育成基盤整備事業(農業生産法人等育成型)」により説明)

岡部委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第131号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第131号 字の変更については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(18) 議案第132号 魚沼市道路線の変更について

岡部委員長 日程第18、議案第132号 魚沼市道路線の変更についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

桜井土木課長 特にございません。

岡部委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第132号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第132号 魚沼市道路線の変更については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(19) 議案第133号 魚沼市道路線の廃止について

岡部委員長 日程第18、議案第133号 魚沼市道路線の廃止についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

桜井土木課長 特にございませぬ。

岡部委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第133号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第133号 魚沼市道路線の廃止については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(22) その他

岡部委員長 次の日程は委員会内部の検討事項になりますので、日程を一部変更し、日程第22、その他を先に議題とします。まず、中越大震災復興基金により設置した井戸の同一敷地内における他用途井戸の設置制限の解除に対する同意について、執行部より資料が提出されておりますので説明願います。

星農林課長 復興基金事務局より、中越大震災における復興基金において掘りました井戸につきまして、農業用のみに使うということでさせていただいた井戸につきまして、その同一敷地内につきましては確約書という形で、同一敷地内においても井戸は掘りません、水位の減量も見込まれることから掘りませんという確約書をもって井戸の助成を受けたという経過がございます。そのことにつきまして、復興基金事務局より、事業実施から6年を経過した中で、表書きに書いてありますとおり、敷地内は個人の所有地ですのでそこについては消雪用に仮に本人が掘りたいといった場合には、この確約書については解除してはどうかということで市に協議がなされました。私どもも解除について同意いたしますということで、その時期を平成28年4月からという形で回答しましたので、その旨報告させていただきます。(資料「中越大震災復興基金により設置した井戸の同一敷地内における他用途井戸の設置制限の解除に対する同意について」により説明)

岡部委員長 質疑はありますか。(なし) ほかに執行部より報告はありますか。

滝沢ガス水道局長 (資料「配水池切替に伴う配水圧力測定結果」により説明)

岡部委員長 質疑はありますか。(なし) ほかに皆さんから意見や協議事項はありますか。

森島委員 今冬の除雪のことについて伺います。先般、9日に市民の方からことしの除雪について電話をいただきました。その方の話ですと、きょう家に帰ってきて集落の回覧板を見た。そうしますと、ことしの冬に試験的に今まで行ってきた市道の除雪を一部行わないという内容であったと。そうすると、その方によりますと回り道をしなければならない、あるいは火事や緊急の場合も、1本の道よりも2つの道のほうが当然便利だと。そして、雪が降るこの時期に、ことしはその路線を閉鎖しますよと、区長さんには話をしているのかもわかりませんが、一方的な内容ではないのかという市民からの電話がございました。私も内容等についてはわかりませんので、近日中に委員会がありますから話をさせていただきますということで電話を切らせていただいたんですけども、まず、試験的に市道を一部閉鎖するのか、そして市内の何箇所でも試験的に閉鎖されるのか。恐らく担当課としては、区長さんへ説明したと思いますけれども、いつ区長さんに話をしたのか。市民

にしてみると今まで通っていた生活道路が閉鎖されると非常に困る。そして、なぜこの時期にやるんだということで話がありましたので、伺います。

岡部委員長 森島委員、具体的な場所はわかりますか。

森島委員 長松地区の話です。

桜井土木課長 除雪経費については、9月の決算審査特別委員会でも複数の委員からご質問をいただき、その縮減に努めるべく見直しを進めているところではありますが、降雪量に左右される面もあり、また、地下水低下による消雪パイプ路線の一時的機械除雪への移行などもあり、難しい面があります。その中で、除雪計画に登載する除雪路線については、毎年、家屋や施設の完成等で新たに加わる路線、また、逆に家屋や施設の取り壊し等で廃止をさせていただく路線等がありますが、そういった見直しをさせていただいております。今年度、今申し上げた縮減の部分もございまして、人家の張り付いていない農地等の中の市道で連絡通路として利用している路線で、迂回路があり除雪車が回っていくに支障の無い路線について、試験的に除雪を止めることができないか、拾い出しをしまして、各路線のある自治会長に意向をお聞きしたところでもあります。路線的には20路線で、約2.6キロメートルほど拾い出しをさせていただきました。除雪路線は、降雪時の除雪だけではなく、春先には投雪箇所雪山崩し等も必要となっており、経費縮減の一貫ということでご理解をお願いいたします。

森島委員 その20カ所というのはどこですか。例えば長松ということだと広神地区になりますけれども、地区的にはどういうところですか。

桜井土木課長 6地域それぞれのところがございます。

森島委員 区長さんに説明されたということですが、区長さんから再度見直しをという話は来ておりますか。

桜井土木課長 今ほどおっしゃった個別の路線という話であれば、最近区長さんが来られたという話は伺っています。

森島委員 そうしますと、あくまでも20カ所は、試験的に今冬はやっていくんだという考え方ですか。

桜井土木課長 私どもとすればやりたいというところがございますけれども、同意が得られない中で踏み切るのには難しいというところもございます。先ほど申し上げた2.6キロメートル全部というわけにはいかないという話は聞いております。まだ相談しているところもございます。

森島委員 ぜひそういう考え方で進めさせていただきたいと思っております。そして、その背景には除雪費が多くかかるんだと。おっしゃるとおりだと思います。そういう部分で担当課としては一部見直していくんだという考え方は、私はそれで結構だと思います。しかし、親切な説明と路線を見直すというよりも、春の排雪部分の基準を見直して、市民の道路を丁寧にするべきだと思っております。排雪は、言葉は悪いですが積んであればいずれは消えるんだと。しかしながら、生活道路は緊急のためにどうしても確保しなければならないと。当然土木課長もその趣旨はわかっておられるでしょうし、そのとおりにやっているんだろうと思いますけれども、やはりそういうところをまず手をつけるという考え方でやってほしいと思っております。今後ともそういう考えはひとつ取り入れて進めていっていただきたいと思っております。

桜井土木課長 おっしゃるとおりだと思っております。私どもとすれば、投雪をさせていただいた場所について、その部分の雪消えが遅くなるということは、次年度以降の除雪に影響が出るということにつながりますので、やはり最低限のことはどうしてもせざるを得ないというのが実態であります。春先の部分について、皆様方からたくさんご意見をいただきます。私どももPRをさせていただきますので、皆様方からも周辺の皆様方にそういう話をしてPRをお願いできればと、重ねてお願い申し上げます。

関矢委員 商工観光課に聞きたいんですけども、地域住民生活緊急支援の交付金事業の中で消費喚起型のふるさと名物商品、旅行券の件なんですけれども、これの割引対象期間が11月30日までになっていますけれども、これは終わったんでしょうか。

大湊商工観光課長 終わりました。ただ、冬季の新たな企画を、予算が余っておりますので追加で企画しているところであります。

関矢委員 当初400万の予算を組んだと思えますけれども、どのくらい余ったんですか。

大湊商工観光課長 11月末現在で約半分くらいの執行になろうかと思えます。

関矢委員 あまり消化できなかった形だと思うんですけども、株式会社リロクラブに委託されておりますけれども、この会社はどのような会社ですか。

大湊商工観光課長 一般企業の福利厚生部門の代行サービスを受けている会社でございます。会員数が全国で340万人ほどいらっしゃいます。契約している企業が8,000社ということで、この業界では最大手の会社です。

関矢委員 福利厚生の関係で、応募した方からの話だと、会員じゃないと応募できないという形で、一般の人たちがこれを利用したくてもできなかったという話が出ています。その中で、半分も残ってしまったということは、やはり株式会社リロクラブは使い勝手が悪いのかなという考えが出てくると思えます。今、冬季に残った予算で企画するというのですが、また同じ会社に委託されるわけですか。

大湊商工観光課長 冬季メニューにつきましては、商工観光課で企画します。今ほど言われましたリロクラブが会員制で使い勝手が悪かったのではないかとということも反省点としてございますし、地方創生交付金の関係で全国一斉に同様の事業を実施している現状がありますが、割引額が少なかったのかということもございます。それから、バス料金体系が改定されまして、都内から遠距離になりますと非常に割高になってしまうというようなことも影響して利用が少なかったのかと考えております。

関矢委員 そうしますと、委託したリロクラブとネットでやっているじゃらんみたいなところもあるかと思えます。委託料みたいなのは検討されましたか。比較とかをされたわけですか。

大湊商工観光課長 当初契約をする前に比較してリロクラブが一番いいだろうと、会員数も多いということで決定いたしました。

関矢委員 先ほど言ったように、多くの人たちから魚沼市に来ていただいてぜひ使っていただきたいということからは、幅広く使っていただけるような方法をお考えいただきたいと思えます。

大湊商工観光課長 今ほど言われるとおりに課題がたくさん残りましたので、その辺を参考に、ノウハウにつきましては、職員がリロクラブから学びましたので、今度は独自でやりたいと思えます。

岡部委員長　ほかにありませんか。(なし)なければ、本日は以上とします。

ここで執行部に退席いただきます。(執行部説明員退席)しばらくの間、休憩とします。

休　　憩 (11:07)

再　　開 (11:20)

岡部委員長　休憩を解き会議を再開します。

(20) 所管事務調査について

・ 議会報告会における意見、要望等について

岡部委員長　日程第20、所管事務調査についてを議題とします。先般の議会報告会における意見、要望等について、検討します。11月26日の議会報告会実行委員会での取りまとめにより、議長へ報告がなされた産業建設委員会の所管となったものの意見、要望の今後の取扱い等について、協議します。事前に委員長と事務局で協議し、お手元に配付のとおり対応をA、B、Cと振り分けました。しばらくの間休憩し、委員間で自由討議とします。

休　　憩 (11:22)

休憩中に委員間の自由討議

再　　開 (11:29)

岡部委員長　休憩を解き、会議を再開します。資料どおり今後この委員会でしっかりと取り組むということで、ご異議ありませんか。(異議なし)そのように決定いたしました。

(21) 閉会中の所管事務等の調査について

岡部委員長　日程第21、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が、閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長あて申し出したいと思えます。ご異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長あて申し出を行うことに決定いたしました。

その他

岡部委員長　その他、委員の皆さんの中でご意見、協議事項等はありませんか。(なし)会議録については委員長に一任願います。以上で本日の産業建設委員会は閉会いたします。

閉　　会 (11:30)